

確認じゃ! 給付金。

臨時福祉給付金
(経済対策分)

1人につき1万5千円

支給対象者
平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の
支給対象者の方

平成26年4月に実施した
消費税率引上げに伴う
所得の少ない方への影響を緩和します。



- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成28年)1月1日 時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。



給付金の受取方法

- 申請書に記載した指定口座に入金されます。

※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

ご注意

- 原則として、**申請期間外の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、**各市区町村により異なります**。茅野市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。



「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を装う
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたつた電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。



臨時福祉給付金(経済対策分)についてのお知らせ 支給要件(平成28年1月1日に茅野市に住民票がある方)

● 支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者

※平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者は、下記の①、②の要件を満たす方です。

- ① 平成28年1月1日に茅野市に住民登録がある方
- ② 平成28年度の市町村民税が課税されていない方(ただし市町村民税の課税者の扶養になっている方、生活保護制度の被保護者等となっている方は対象外です。)

● 支給額

- ・ 1人につき **1万5千円** ※支給は1回です。



申請方法

● 申請先 茅野市役所2階203会議室 「臨時福祉給付金窓口」

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに本市にお住まいの方については、本市で申請を受け付ける場合がありますのでご相談ください。

● 申請期限 6月26日(月)

● 申請方法 ①郵送による申請 6月26日(月)の消印有効

申請書と提出書類を同封の返信用封筒に封入しポストに投函してください。

② 窓口で申請

茅野市役所2階203会議室「臨時福祉給付金窓口」へ提出してください。
受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日は除く)



提出書類



● 申請書 支給対象者と思われる方に郵送しています。(3月下旬)

● 本人確認書類 運転免許証、身体障害者手帳、健康保険証などの公的身分証明書の写し。

※外国国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等の写し。

※平成28年度臨時福祉給付金(3千円)を受給した方で、その時と同じ口座に入金の場合は確認書類は不要です。

● 指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し。

※平成28年度臨時福祉給付金(3千円)と受給した口座と異なる場合は必要です。

問い合わせ先

● 申請方法に関するお問い合わせ

茅野市役所「臨時福祉給付金窓口」

☎ 0266-71-1680(専用)

担当 地域福祉課 ☎ 72-2101(内線302)

● 制度に関するお問い合わせ

厚生労働省

厚生労働省給付専用ダイヤル

オーラー! みな いいきゅうふ

☎ 0570-037-192